

報道関係者 各位

平成29年8月18日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

## 「建設業重点監督月間<sup>※</sup>」における臨検監督の結果について ～墜落防止に関する違反率が大幅に増加～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、秋田労働局管内の6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、7月1日から7月31日までの「建設業重点監督月間」に、県内で施工中の建設工事現場に対し、集中的に臨検監督を実施しましたので、その結果を、以下のとおり取りまとめました。

### 【臨検監督結果の概要（別添1参照）】

#### ■ 臨検は80現場、違反現場数は51現場

期間中に臨検監督を実施した現場数は80現場であった。

このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法にかかる違反があった現場は51現場だった。

#### ■ 臨検監督事業場は135事業場、違反率は69.6%

臨検した事業場数は135事業場で、このうち何らかの労働安全衛生法違反が認められた事業場は94事業場で、違反率は69.6%となった。

※事業場数は、建設業の現場で作業する元請、下請を含むすべての数。

※この時期に実施している建設業重点監督の違反率は、平成4年度から記録が残っている。

#### ■ 主な違反は墜落防止にかかる違反が36.3%となり、昨年に比べて大幅に増加

主な違反の内容は、違反が多かった順に

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ①墜落防止に関するもの   | 49事業場（違反率 36.3%） |
| ②元方事業者の講ずべき措置 | 22事業場（違反率 16.3%） |
| ③作業主任者の氏名等の周知 | 13事業場（違反率 9.6%）  |

などとなっている。（別添1 表2参照）

※違反は、条文毎に指摘するため①～③等は重複する場合もある。

#### ■ 使用停止・立入禁止等を命じた事業場は23事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場に対し、使用停止、立入禁止等の命令書を交付した事業場は14現場の23事業場となり、昨年の12事業場のおよそ2倍となり大幅に増加した。

この内訳は、使用停止等の命令書を交付した事業場の全ての事業場で墜落防止措置に関する違反での交付となっている。

### 【臨検監督の典型的な事例（別添2参照）】

#### ■ 墜落防止の危険があった現場

建築工事現場で作業を行う建物の上部に墜落防止措置が講じられていないものに対する指導。（事例1）

#### ■ 重機災害の危険があった現場

車両系建設機械の用途外使用を行っていたものに対する指導。（事例2）

### 【今後の取組】

秋田県内の建設業における昨年度の死亡災害は、全産業のおよそ半数を占めており、本年度においてもすでに**4名**の方が亡くなっています。休業4日以上労働災害については、昨年度より増加傾向にあり、平成29年6月末現在でおよそ1割増となっています。

また、今回の「建設業重点監督月間」の結果から、重篤な労働災害につながる可能性の高い、「墜落防止に関するもの」の違反が多く認められ、**違反率でみると12.5ポイントもの大幅な増加**となったところです。

このようなことから秋田労働局では、引き続き労働災害撲滅のために建設業に対する臨検監督等を重点的に実施し、10月には、墜落災害が多く発生する木造家屋工事現場に対する重点的な臨検監督を行う予定としています。

### ※「建設業重点監督月間」

建設現場に対する臨検監督は、通年で実施していますが、特に、7月は、

#### ① 工事件数が増加する時期であり重篤災害を防止するため

夏場の時期は、工事件数が多くなり、労働災害の発生件数が増加することや、墜落防止措置不備などの立入禁止や使用停止等命令書の交付事案が建設業で全業種の6割弱を占めていることから、この時期に集中的に臨検を実施することで建設業における重篤災害を未然防止するため。

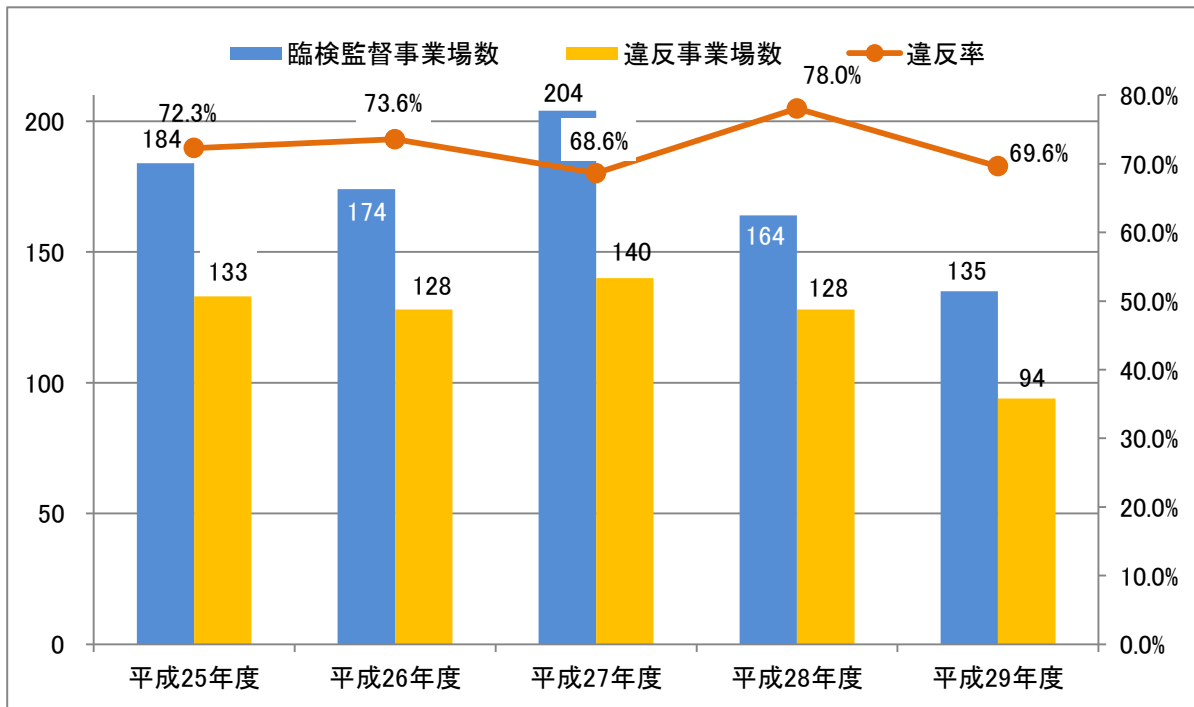
#### ② 熱中症防止の周知のため

湿度・気温が高くなる時期は、建設工事現場でも熱中症が発生しやすく、これが重篤になれば死亡する恐れもあることから、その防止を図るため。

等の理由から、この時期に毎年実施しているものです。

【表 1】 過去 5 年の建設業に対する 7 月の臨検監督事業場数等の推移

| 年度       | 臨検監督事業場数 | 違反事業場数 | 違反率   |
|----------|----------|--------|-------|
| 平成 25 年度 | 184      | 133    | 72.3% |
| 平成 26 年度 | 174      | 128    | 73.6% |
| 平成 27 年度 | 204      | 140    | 68.6% |
| 平成 28 年度 | 164      | 128    | 78.0% |
| 平成 29 年度 | 135      | 94     | 69.6% |



【表 2】 主な違反内容（各年度上位 3 つ）（平成 28 年度・平成 29 年度）

| 主な違反内容        | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|---------------|----------|-------|----------|-------|
|               | 違反事業場数   | 違反率   | 違反事業場数   | 違反率   |
| 墜落防止に関するもの    | 39       | 23.8% | 49       | 36.3% |
| 元方事業者の講ずべき措置  | 36       | 22.0% | 22       | 16.3% |
| 車両系建設機械に関するもの | 19       | 11.6% | 9        | 6.7%  |
| 作業主任者の氏名等の周知  | 4        | 2.4%  | 13       | 9.6%  |

【表 3-1】 使用停止等命令書の交付状況

| 年度                 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 使用停止等命令書<br>交付事業場数 | 22       | 18       | 13       | 12       | 23       |

【表 3-2】 主な使用停止等命令書の違反内容（平成 28 年度・平成 29 年度）

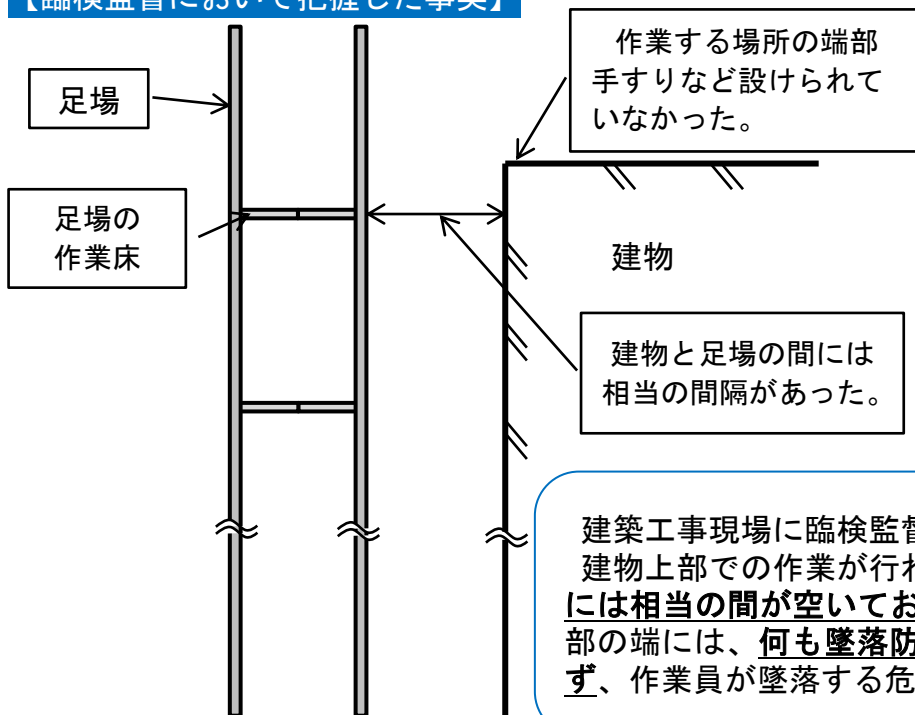
| 主な違反内容            | 平成 28 年度<br>事業場数 | 平成 29 年度<br>事業場数 |
|-------------------|------------------|------------------|
| 墜落防止に関するもの        | 11               | 23               |
| 原動機、回転軸等の覆い等がないもの | 1                | 0                |

## 事例 1

(建築工事現場)

墜落防止措置に関するもの。作業を行う建物の上部に墜落防止措置がなく、労働者が墜落する危険があった。

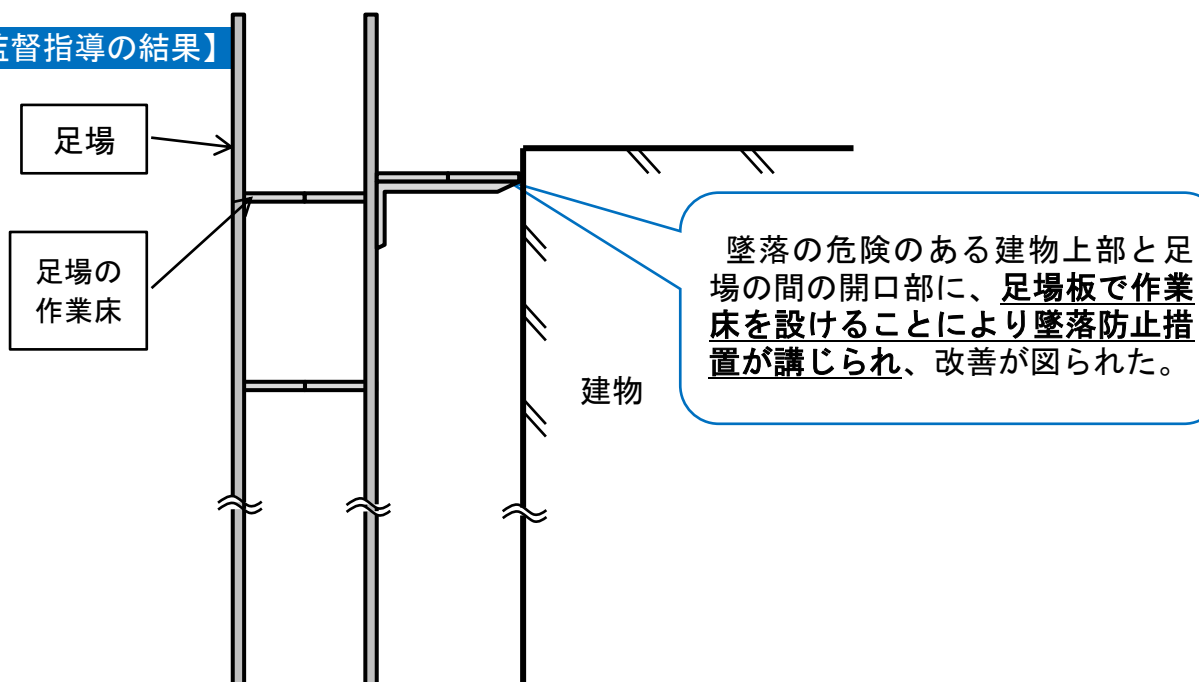
## 【臨検監督において把握した事実】



## 【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、元請事業主及び作業を行う下請事業主に対し、建物上部への立入禁止と手すりを設ける開口部を塞ぐ等の墜落防止措置を講じるよう命じた（元請：労働安全衛生法第31条・労働安全衛生規則第653条第1項、労働安全衛生法第21条・労働安全衛生規則第519条第1項違反）。

## 【監督指導の結果】



## 事例 2

(土木工事現場)

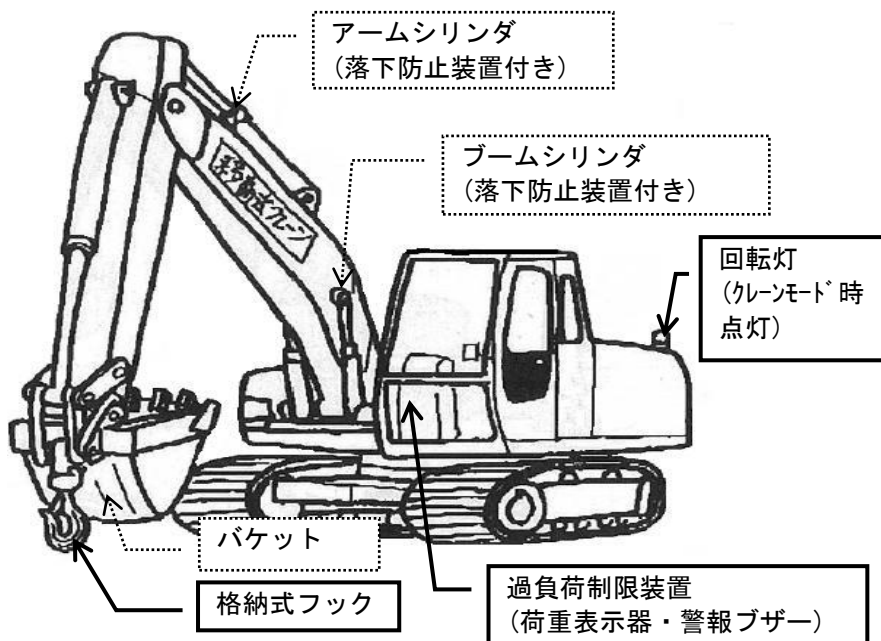
車両系建設機械（クレーン機能付きドラグ・ショベル「通称：バックホー、ユンボ」）に関するもの。荷をつる際にクレーンモードへ切り替えを行っておらず、荷振れ等により荷が労働者へ激突するなどの危険性があった。

## 【臨検監督において把握した事実】

土木工事現場に臨検監督を実施した。

当該現場では、車両系建設機械（クレーン機能付きドラグ・ショベル）を使用して荷のつり上げ作業をしていたが、クレーンモードに切り替えることなく作業を行っており、結果として車両系建設機械の用途外使用となっており、過負荷により重機が転倒する、荷ぶれにより荷が労働者へ激突するなどの危険性があった。

（車両系建設機械（クレーン機能付きドラグ・ショベル）の参考例）



## 【監督署の対応】

事業主に対し、車両系建設機械の主たる用途以外への使用の制限（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条第1項）について是正を勧告した。

## 【監督指導の結果】

現場では車両系建設機械（クレーン機能付きドラグ・ショベル）で荷をつる際には、クレーンモードに切り替えるよう指導が行われ、徹底されるようになった。